

【20 积文】 赤城山子馬飼立て一件議定（文久2年）

（表紙）

「文久二戊年

赤城山子馬一件之写

上大屋村

二月廿五日 名主 覚造」

為ニ取替ニ議定之事

今般、柏倉村ニおゐて子馬

飼立度之旨願上候ニ付、左之村々

伊奈半左衛門様御役所江被ニ召出ニ、

（故）

古障有無之御調御座候処、赤城山

続広野之儀者、往古より百三拾六ヶ村

入会秣場ニ候得共、右之内両柏倉村

入会荒地、字堀久保限りニ子馬飼立

候義ハ、左之村ニ而古障無レ之、

就而ハ後來異論無レ之ため、

場所絵図面ニ仕立、堀窪境江

（墨）

黒引致、一同立合、右黒筋へ調印

之上所持罷在、右 御役所江

差上申候、然上ハ帰国之处、柏倉村

者勿論、其余之村々、右之場所へ

立会、境引いたし、右黒筋通り

土手成共行馬なり共、手替柏倉村

ニ而補理、入会秣場子馬立出ざる

様可ニ取計ニ候、勿論御田地差障り不レ成様

可レ仕筈、且飼立方相止候節ハ、堀久保

たり共、先規之通り入会秣場ニ

取極申候、依レ之為ニ後日ニ連印議定

為ニ取替ニ定申所、如レ件

柏倉村 印

古障方拾式ヶ村々印

大胡町	長造
右 堀越村	紋右衛門
惣 横沢村	武兵衛
代 大前田村	又八
苗ヶ嶋村	久右衛門

【20読み下し文】

(表紙)(一八六二)

「文久二戌年

赤城山子馬一件の写

上大屋村

二月二十五日 名主 覚造」

取り替わせ議定(ぎじょう)の事

今般、柏倉村において子馬

飼い立て度の旨願い上げ候に付、左の村々

伊奈半左衛門様御役所へ召し出され、

(故)

古障(こしょう)有無の御調べ御座候処、赤城山

続き広野の儀は、往古(おうこ)より百三拾六か村

入り会い秣場(まぐさば)に候えども、右の内両柏倉村

入り会い荒れ地、字(あざ)堀久保限りに子馬飼い立て

候義は、左の村にて古障これ無く、

就(つ)いては後來(こうらい)異論(いろん)これ無きため、

場所絵図面に仕立て、堀窪境へ

(墨)

黒引き致し、一同立ち合い、右黒筋へ調印

の上所持罷(まか)り在り、右 御役所へ

差し上げ申し候、然(しか)る上は帰国の処、柏倉村

は勿論(もちろん)、其(そ)の余りの村々、右の場所へ

立ち会い、境引きいたし、右黒筋通り

土手成りとも行き馬なりとも、手替わり柏倉村

にて補理(しつらえ)、入り会い秣場子馬立ち出ざる

様取り計らうべく候、勿論御田地差し障(さわ)り成らざる様

仕るべき筈(はず)、且(かつ)飼い立て方相止め候節は、堀久保

たりとも、先規(せんき)の通り入り会い秣場に

取り極(き)め申し候、これに依(よ)り後日の為(ため)連印議定

取り替わせ定め申す所、件(くだん)の如し

柏倉村 印

古障方拾式か村々印

大胡町 長 造

右 堀越村 紋右衛門

惣 横沢村 武兵衛

代 大前田村 又 八

苗ヶ嶋村 久右衛門